

土地改良施設の帰属主体と管理主体の関係

[建設主体]

[所有主体]

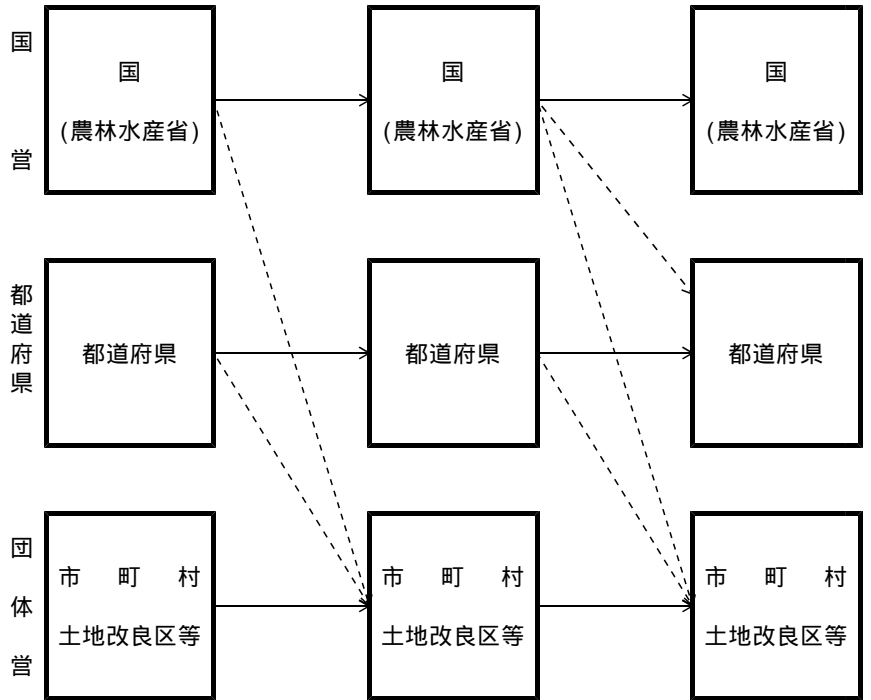
[管理主体]

[管理主体]

- ・ 国営事業で造成された土地改良施設は、そのほとんどを管理委託及び譲与しており、大規模でかつ公共性の高い施設について例外的に国が管理しています。

- ・ 都道府県営事業で造成された土地改良施設については、防災ダム等の特別な施設は市町村等へ管理委託されていますが、そのほとんどは土地改良区等へ譲与しています。

- ・ 団体営事業で造成された土地改良施設は、事業主体である土地改良区等が自ら管理しています。



(注)

法第94条の3による譲与(条件付譲与)
 条例による譲与(地方自治法)
 法第85条による直轄管理
 法第94条の6による管理委託
 法第94条の10又は条例による管理委託
 法第57条による管理(造成主体の管理義務)